永平寺町企業立地促進条例に基づく助成金一覧表

助成金の種類	補助対象経費	助成基準	業種		交付限度額	添付書類	申請期間
用地取得助成金	・土地の取得費	用地取得費の20%	製造業、物流業、情	・用地 取得面積 3,000m2以上	5,000万円	(1) 法人の登記事項証明書	操業開始後1年6箇月
	(借地含まな		報サービス業、試験	・用地取得後3年以内に操業開始		(2) 土地の登記事項証明書	以内
	(v)		研究所、成長産業	・新規雇用者3人以上(町内居住者)		(3) 土地売買、建物及び造成工事に係る契	
				・雇用期間は6月以上		約書及び領収書の写し	
				・公害防止の措置		(4) 償却資産の取得価格明細書及び領収書	
				・10年間は転売及び譲渡禁止		の写し	
				・用地取得助成金の交付は、年度にかかわらず、1事		(5) 事業施設用地の位置図	
				業者(子会社又は関連会社を含む)につき1回限り		(住宅地図可)	
						(6) 建物の配置図	
						(7) 雇用の状況を確認できる書類	
						(8) 申請時直近の決算書の写し	
						(9) 企業立地促進条例に基づく助成金適用	
						認定通知書の写し及び企業立地促進条例に基	
						づく助成金適用認定変更承認書の写し	
						(10) 町税の納税証明書	
雇用促進助成金	・町内在住の者	助成金適用認定を受	製造業、物流業、情	・用地取得又は借地面積 3,000m2以上	なし	(1) 雇用の状況を確認できる書類	初年度目 操業開始後
	で新規雇用者1	けた日から操業開始	報サービス業、試験	・用地取得後(借地契約後)3年以内に操業開始		(2) 申請時直近の決算書の写し	1年6箇月以內
	名あたり	後2年以内の新規雇	研究所、成長産業	・新規雇用者3人以上(町内居住者)		(3) 企業立地促進条例に基づく助成金適用	2年度目 操業開始後
		用者(町内在住者)1		・雇用期間は6月以上		認定通知書の写し及び企業立地促進条例に基	2年6箇月以內
		人あたり30万円				づく助成金適用認定変更承認書の写し	
						(4) 町税の納税証明書	
施設設置助成金	・建物等建設費	操業開始後3年間に	製造業、物流業、情	・用地取得又は借地面積 3,000m2以上	なし	(1) 法人の登記事項証明書	対象年度において、固
		賦課された対象の家	報サービス業、試験	・用地取得後(借地契約後)3年以内に操業開始		(2) 建物の登記事項証明書	定資産税を完納した日
		屋及び構築物等に係	研究所、成長産業	・新規雇用者3人以上(町内居住者)		(3) 土地売買(借地)、建物及び造成工事に	から当該年度の3月31
		る固定資産税相当額		・投下固定資産額が50,000千円以上であること		係る契約書及び領収書の写し	日まで
				・町税を完納していること		(4) 事業施設用地の位置図(住宅地図可)	
						(5) 建物の配置図、平面図、立面図等	
						(6) 償却資産配置図	
						(7) 雇用の状況を確認できる書類	
						(8) 申請時直近の決算書の写し	
						(9) 企業立地促進条例に基づく助成金適用	
						認定通知書の写し及び企業立地促進条例に基	
						づく助成金適用認定変更承認書の写し	
						(10) 町税の納税証明書	

永平寺町企業立地促進条例に基づく助成金一覧表

助成金の種類	補助対象経費	助成基準	業種	交付要件	交付限度額	添付書類	申請期間
機械設備等設置助	・機械設備等設	操業開始後3年間に	製造業、物流業、情	・用地取得又は借地面積 3,000m2以上		(1) 法人の登記事項証明書	対象年度において、固
成金	置費	賦課された対象償却	報サービス業、試験	・用地取得後(借地契約後)3年以内に操業開始		(2) 建物の登記事項証明書	定資産税を完納した日
		資産に係る固定資産	研究所、成長産業	・新規雇用者3人以上(町内居住者)		(3) 土地売買(借地)、建物及び造成工事に	から当該年度の3月31
		税相当額		・投下固定資産額が50,000千円以上であること		係る契約書及び領収書の写し	日まで
				・町税を完納していること		(4) 償却資産の取得価格明細書及び領収書	
						の写し	
						(5) 事業施設用地の位置図(住宅地図可)	
						(7) 償却資産配置図	
						(8) 雇用の状況を確認できる書類	
						(9) 申請時直近の決算書の写し	
						(10) 企業立地促進条例に基づく助成金適用	
						認定通知書の写し及び企業立地促進条例に基	
						づく助成金適用認定変更承認書の写し	
						(11) 町税の納税証明書	
環境施設整備助成	・上水道・下水	上水道・下水道施設	製造業、物流業、情	・用地 取得又は借地面積 3,000m2以上	5,000万円	(1) 上下水道及び合併処理浄化槽工事に係	操業開始後1年以内
金	道整備に係る経	整備に係る経費の	報サービス業、試験	・用地取得後(借地契約後)3年以内に操業開始		る契約書及び領収書の写し	
	費	30%以内(ただし、	研究所、成長産業	・新規雇用者3人以上(町内居住者)		(2) 事業施設用地の位置図(住宅地図可)	
		給排水設備等は除		・投下固定資産額が50,000千円以上であること		(3) 上下水道施設及び合併処理浄化槽施設	
		<)		・町税を完納していること		の平面図、詳細図等	
						(4) 雇用の状況を確認できる書類	
						(5) 申請時直近の決算書の写し	
						(6) 企業立地促進条例に基づく助成金適用	
						認定通知書の写し及び企業立地促進条例に基	
						づく助成金適用認定変更承認書の写し	

製造業・・・日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる大分類Eの製造業

物流業・・・日本標準産業分類に掲げる大分類Hの運輸業、郵便業のうち中分類44の道路貨物運送業、中分類47の倉庫業及び中分類48の運輸に附帯するサービス業

情報サービス業・・・日本標準産業分類に掲げる大分類Gの情報通信業

試験研究所・・・日本標準産業分類に掲げる大分類Lの学術研究、専門・技術サービス業のうち中分類71の学術・開発機関

成長産業・・・新たな市場の開拓や新たな事業を創出することが見込まれ、かつ成長する可能性の高い産業